

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(43)2

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(44)2

江東区長の職務代理順序に関する規則を廃止する規則(45)7

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則(46)7

◎訓 令

江東区福祉事務所処務規程の一部改正(8) 8

◎告 示

指定地域密着型サービス事業所の指定について(155) 8

指定地域密着型サービス事業所の指定について(156) 8

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(157) 8

指定居宅介護支援事業所の廃止について(158) 8

指定居宅介護支援事業所の廃止について(160) 8

特別区道路線の区域変更について(161) 9

特別区道路線の供用開始について(162)11

保管自転車の処分について(令和5年4月下旬)(163)13

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(164)13

虚偽の転入届の取消し及びこれに基づく住民票の写し等の無効告示について(165)13

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(169)13

第1回区議会臨時会の招集について(171)13

環境学習情報館の臨時休館について(173)14

保管自転車の処分について(令和5年5月上旬)(176)14

副区長の退任について(179)14

副区長の担任事項について(180)14

第2回区議会定例会の招集について(183)14

行旅死亡人について(187)15

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(189)15

指定地域密着型サービス事業所の指定について(190)15

違法放置等物件の告示について(191)15

◎告 示(教)

江東区指定文化財の指定について(8)16

江東区登録文化財の登録について(9)16

令和5年第5回江東区教育委員会定例会の招集(10) 16

◎告 示(選)

選挙人名簿からの抹消(26) 18

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(27) 18

◎区 議 会

区議会議決事項(令和5年第1回臨時会) ... 19

規 則

江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 5 月 1 0 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第 4 3 号

江東区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

江東区児童福祉法施行細則（平成 1 5 年 4 月江東区規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 2 号中「4 0 万 8 , 0 0 0 円」を「4 8 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江東区児童福祉法施行細則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 5 年 5 月 1 0 日

江東区長 木 村 弥 生

◎江東区規則第 4 4 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 4 号様式を次のように改める。

(裏)

● 軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の車両の所有者に年額で賦税されます。

● 車種と税率については、江東区ホームページをご覧ください。

● すぐに納税証明書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア、区役所等の窓口で納付の上、この納税証明書をご利用ください。

● この納税証明書の滞納欄に「有」が表示されている場合は、滞納分もあわせて納付の上、納税証明書の申請をしてください。詳しくはお問い合わせください。

【継続検査用の納税証明書の交付申請窓口】

江東区役所区民課証明係(2階4番窓口)

江東区各出張所

豊洲特別出張所

1 納税義務者

軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)現在において、原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車、ミニカーの所有者に課されます。(地方税法第443条、区税条例第37条)

2 不服の申立て

納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に江東区長に対して審査請求をすることができます。

この税額決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に江東区を被告として(江東区長が被告の代表者となります。)

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。①審査請求があつた日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 納期限までに完納されなかった場合

(1) この税金を納期限までに完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(各年の延滞金特別基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、当該延滞金特別基準割合に年1%を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には年7.3%の割合))、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%(各年の延滞金特別基準割合が年7.3%に満たない場合には、当該延滞金特別基準割合に年7.3%を加算した割合)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における周年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。(地方税法第463条の24第1項、附則第3条の2第1項、区税条例第8条、第8条の2、付則第2条の2)

(2) 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつその督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることとなります。(地方税法第463条の25、第463条の27第1項第1号)

4 減免

身体等に障害のある方、生活保護法により扶助を受けている方、当区の条例規定に該当する方は、本税の減免を受けられますので納期限までに申請してください。(地方税法第463条の23、区税条例第46条、第46条の2)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区長の職務代理順序に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和5年5月26日

江東区長 木村 弥生

◎江東区規則第45号

江東区長の職務代理順序に関する規則を廃止する規則

江東区長の職務代理順序に関する規則(令和2年4月江東区規則第49号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月30日

江東区長 木村 弥生

◎江東区規則第46号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則(令和2年9月江東区規則第68号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年5月7日」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症である期間の最終日までに新型コロナウイルス感染症に感染(発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合を含む。)した者が、その療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後、労務につ

くことを予定していた日のうち最初の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則の規定は、令和5年5月8日から適用する。

訓 令

告 示

◎江東区訓令甲第8号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区福祉事務所処務規程(平成5年9月江東区訓令甲第32号)の一部を次のように改正する。

令和5年5月24日

江東区長 木村 弥生

第2条の表中

「こども家庭支援課
養育支援係」

を

「養育支援課
庶務係
養育支援係」

に改める。

第3条の表中「こども家庭支援課」を「養育支援課」に改める。

第4条第1項の表こども家庭支援課の項中「こども家庭支援課長」を「養育支援課長」に、「こども家庭支援課(以下「こども家庭支援課」を「養育支援課(以下「養育支援課」に改め、同表係長の項及びその他必要な職員の項中「こども家庭支援課」を「養育支援課」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行し、改正後の江東区福祉事務所処務規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

◎江東区告示第155号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年5月8日

江東区長 木村 弥生
記

- 1 介護保険事業所番号
1390800652
- 2 事業所の名称及び所在地
あづま家デイサービス亀戸
東京都江東区亀戸7-62-5 エバーグリーンパレス大島101
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社川内鉄工工業
東京都江東区亀戸7-51-6-607号
代表取締役 和田 龍吉
- 4 指定年月日
令和5年5月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第156号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年5月8日

江東区長 木村 弥生
記

- 1 介護保険事業所番号
1390800660
- 2 事業所の名称及び所在地
いちばん星のいえ
東京都江東区常盤2-12-5
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社こだま
東京都江東区森下2-17-7さくらマンション2A
代表取締役 宮川 美葉
- 4 指定年月日
令和5年5月1日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護

◎江東区告示第157号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年5月8日
江東区長 木村 弥生
記

- 1 介護保険事業所番号
1390800637
- 2 事業所の名称及び所在地
いちばん星のいえ
東京都江東区常盤2-12-5
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社こだま
東京都江東区森下2-17-7さくらマン
ション2A
代表取締役 宮川 美葉
- 4 廃止年月日
令和5年4月30日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第158号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年5月8日
江東区長 木村 弥生
記

- 1 介護保険事業所番号
1370801530
- 2 事業所の名称及び所在地
有限会社千尋介護センター
東京都江東区常盤1-8-4
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社千尋介護センター
東京都江東区常盤1-8-4
代表取締役 山根 さく子
- 4 廃止年月日
令和4年9月30日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第160号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居

宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年5月9日
江東区長 木村 弥生
記

- 1 介護保険事業所番号
1370806745
- 2 事業所の名称及び所在地
ケアステーションいちばん星平野
東京都江東区平野2-3-10
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社こだま
東京都江東区森下2-17-7さくらマン
ション2A
代表取締役 宮川 美葉
- 4 廃止年月日
令和5年5月8日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第161号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和5年5月10日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和5年5月10日
江東区長 木村 弥生
記

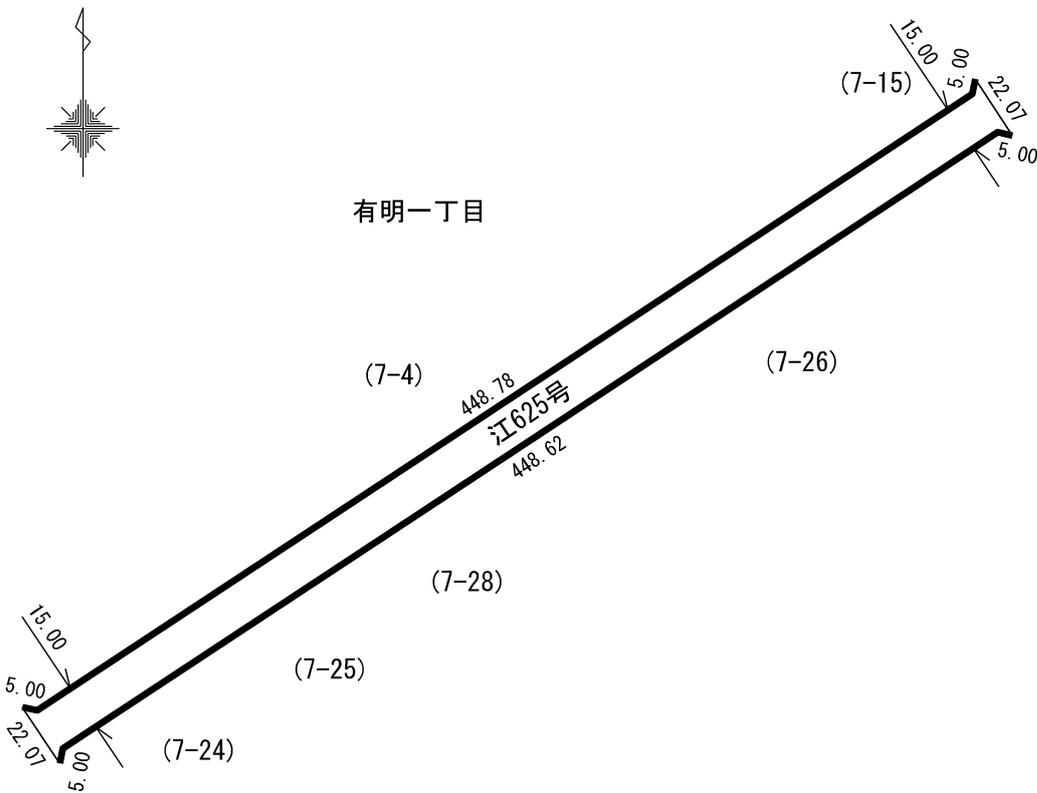
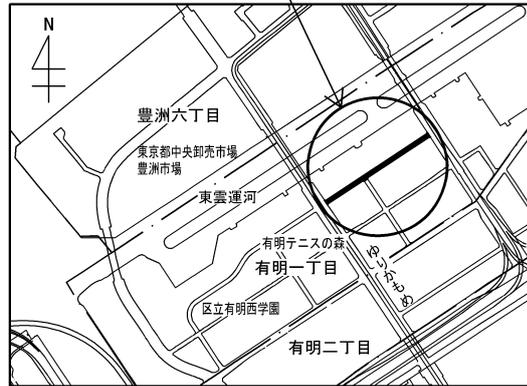
整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	江625号	江東区有明一丁目7番4先から江東区有明一丁目7番26先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

特別区道江625号区域変更略図

江東区有明一丁目地内

——	変更後区域
変更前延長	455.79メートル
変更後延長	455.77メートル
編入面積	0.57平方メートル
廃止面積	0.31平方メートル

区域変更箇所



- ※ 数字はメートル
- ※ () 内は地番

◎江東区告示第162号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和5年5月10日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和5年5月10日

江東区長 木村 弥生

記

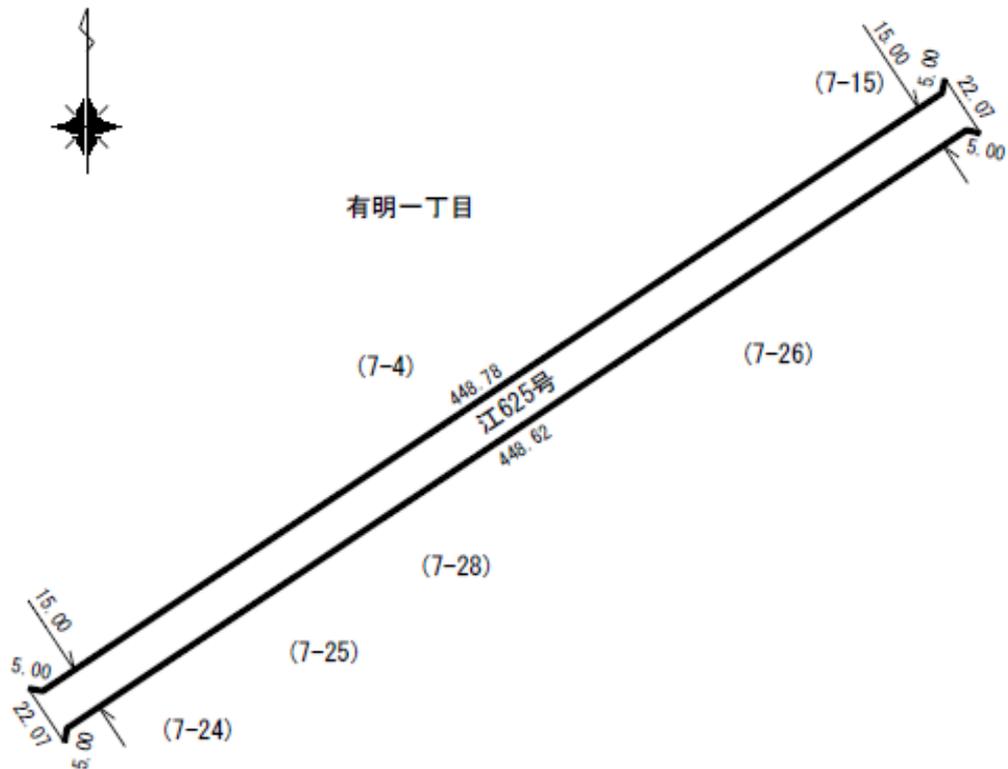
整理番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江625号	江東区有明一丁目7番4先から江東区有明一丁目7番26先まで	次図表示のとおり

特別区道江625号区域変更略図

江東区有明一丁目地内

—— 変更後区域
 変更前延長 455.79メートル
 変更後延長 455.77メートル
 編入面積 0.57平方メートル
 廃止面積 0.31平方メートル

区域変更箇所



※ 数字はメートル
 ※ () 内は地番

◎江東区告示第163号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和5年5月10日

江東区長 木村 弥生

[別紙省略]

◎江東区告示第164号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年5月11日

江東区長 木村 弥生

記

- 1 介護保険事業所番号
1372205847
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービス ソラスト葛飾
東京都葛飾区東堀切3-17-6 オーク
レスト東堀切
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ソラスト
東京都港区港南1-7-18
代表取締役 藤河 芳一
- 4 廃止年月日
令和4年3月9日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第165号

下記の者に係る住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定による転入届は虚偽の届出によるものと判明したので、転入届を取り消し、下記のとおり住民票の写しを無効とする。

令和5年5月11日

江東区長 木村 弥生

記

- 1 事件本人

(1) 住 所 東京都江東区亀戸1丁目3
5番1-701号

(2) 氏 名 渡部 博己

(3) 生年月日 昭和31年11月8日

(1) 住 所 東京都江東区亀戸1丁目3
5番1-701号

(2) 氏 名 渡部 信子

(3) 生年月日 昭和36年7月2日

2 無効とする証明書等

住民票の写し(発行年月日 令和5年2月1
3日 計3通)

◎江東区告示第169号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年5月16日

江東区長 木村 弥生

記

- 1 介護保険事業所番号
1370703645
- 2 事業所の名称及び所在地
デイサービス花咲
東京都墨田区太平2-14-12 神山ビ
ル1階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社シリウス
東京都墨田区太平2-14-12 神山ビ
ル1階
代表取締役 上河 啓介
- 4 廃止年月日
令和4年9月30日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第171号

下記事件につき、令和5年第1回江東区議会臨時会を5月24日に招集する。

令和5年5月17日

江東区長 木村 弥生

記

- 1 議長選挙
- 2 副議長選挙
- 3 常任委員会委員の選任について
- 4 議会運営委員会委員の選任について
- 5 特別委員会の設置について
- 6 江東区監査委員選任同意方について

7 専決処分した事件の報告及び承認について

◎江東区告示第173号

江東区環境学習情報館条例(平成18年12月江東区条例第54号)第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり休館する。

令和5年5月19日

江東区長 木村 弥生

記

1 休館する施設

名 称	位 置
江東区環境学習情報館	江東区潮見一丁目29番7号

2 休館日

令和5年6月3日(土)

3 理由

環境フェア開催準備のため

◎江東区告示第176号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和5年5月23日

江東区長 木村 弥生

[別紙省略]

◎江東区告示第179号

下記のとおり副区長の退任があった。

令和5年5月26日

江東区長 木村 弥生

記

1 副区長の退任について

氏 名 押田 文子

退任年月日 令和5年5月25日

◎江東区告示第180号

江東区副区長の担任事項(令和2年4月江東区告示第117号)の全部を次のように改正する。

令和5年5月26日

江東区長 木村 弥生

江東区副区長の担任事項

副区長	担任事項

大塚善彦	1 政策経営部、総務部、地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部及び会計管理室に関すること。 2 議会、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員との連絡に関すること。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎江東区告示第183号

下記事件につき、令和5年第2回江東区議会定例会を6月7日に招集する。

令和5年5月31日

江東区長 木村 弥生

記

- 1 令和4年度江東区繰越明許費繰越計算書について
- 2 令和5年度江東区一般会計補正予算(第2号)
- 3 包括外部監査契約の締結について
- 4 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
- 5 江東区清掃事務所改修工事請負契約
- 6 江東区立東雲図書館改修工事請負契約
- 7 江東区立明治小学校校舎その他改修工事請負契約
- 8 江東区立明治小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約
- 9 江東区立明治小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約
- 10 議決を得た契約の契約変更について(仙台堀川公園改修工事(B-5)請負契約)
- 11 議決を得た契約の契約変更について(仙台堀川取水ポンプ所改築工事請負契約)
- 12 議決を得た契約の契約変更について(江東区塩浜福祉プラザ改修工事請負契約)
- 13 議決を得た契約の契約変更について(江東区塩浜福祉プラザ電気設備改修工事請負契約)
- 14 議決を得た契約の契約変更について(江東区塩浜福祉プラザ機械設備改修工事請負契約)
- 15 議決を得た契約の契約変更について(江東区立第二大島小学校改築工事請負契約)
- 16 議決を得た契約の契約変更について(江東区立第二大島小学校改築電気設備工事請負契約)
- 17 議決を得た契約の契約変更について(江東区立第二大島小学校改築機械設備工事請負契約)

- 約)
- 18 江東区特別区税条例の一部を改正する条例
 - 19 江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例
 - 20 江東区営住宅条例の一部を改正する条例
 - 21 江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例
 - 22 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
 - 23 江東区奨学資金条例
 - 24 江東区立図書館条例の一部を改正する条例
 - 25 江東区マンション等の建設に関する条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第187号

行旅死亡人について

下記の者は、令和5年3月1日午前9時30分頃、江東区青海四丁目二番先海面上にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください

令和5年6月1日

江東区長 木村 弥生

記

- 1 死亡人 本籍 不詳
住所 不詳
氏名 不詳
年齢 不詳
性別 男性
- 2 特徴 身長約174センチメートル、年齢30から50代くらい、両足に白色CK製ショートソックス、緑色エドウィン製ハイカットスニーカー（27センチメートル）着用

◎江東区告示第189号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年6月5日

江東区長 木村 弥生

記

- 1 介護保険事業所番号
1390800587
- 2 事業所の名称及び所在地
春木舎デイサービス砂町

- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ファーストユニオン
神奈川県川崎市高津区子母口701番地2
代表取締役 倉地 航
- 4 廃止年月日
令和5年5月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第190号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年6月5日

江東区長 木村 弥生

記

- 1 介護保険事業所番号
1390800678
- 2 事業所の名称及び所在地
春木舎デイサービス砂町
東京都江東区東砂1-6-7
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ケンシン
神奈川県横浜市中区本牧町1-66-1
代表取締役 柳瀬 康孝
- 4 指定年月日
令和5年6月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項及び第2項の規定に基づき除去及び保管した違法放置等物件について、同法第44条の3第3項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の6第1項の規定により、下記のとおり告示する。

令和5年6月5日

江東区長 木村 弥生

記

違法放置等物件の詳細	種別・数量	金庫 ・ 1基
	名称	金庫
	色	灰色
放置されていた場所	江東区新木場二丁目15番30号地先車道	
除去した日時	令和5年6月5日 午前	

	9時00分
保管を始めた日時	令和5年6月5日 午前 9時30分
保管した場所	江東区資材置場
返還時に必要なもの	身分を確認できるもの(証明書)及び印鑑 当該物件の所有者等であることを証する書面

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第8号

江東区文化財保護条例(昭和55年10月江東区条例第32号)第10条第1項の規定に基づき、下記について江東区指定文化財に指定する。

令和5年5月10日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

記

新規指定

1 江東区指定無形文化財(生活技術)

(1) 船大工

江東区潮見2-9-16 佐野 龍太郎

平成24年10月10日登録

◎江東区教育委員会告示第9号

江東区文化財保護条例(昭和55年10月江東区条例第32号)第4条第1項の規定に基づき、下記について江東区登録文化財に指定する。

令和5年5月18日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

記

新規登録

1 江東区登録有形民俗文化財

(1) 貝漁及び鰻漁関連資料9点

江東区東陽4-11-28 江東区

◎江東区教育委員会告示第10号

下記により、令和5年第5回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和5年5月23日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

記

1 日時 令和5年5月26日(金)

午前10時

2 場所 江東区役所

3 議題

日程第1 議案第18号 令和5年度江東区
一般会計補正予算
(第2号)に関する
意見聴取

日程第2 議案第19号 江東区奨学資金貸
付金の返還請求に
関する民事訴訟の

		提起に関する意見 聴取	する意見聴取
日程第3	議案第20号	江東区奨学資金条 例に関する意見聴 取	4 報告事項 (1) 令和5年度江東区立中学校生徒海外短期留 学について ほか
日程第4	議案第21号	江東区立明治小学 校校舎その他改修 工事請負契約に関 する意見聴取	5 協議事項 (1) 江東区マンション建設計画の事前届出等に 関する条例第10条に定める施設状況の公表 について
日程第5	議案第22号	江東区立明治小学 校校舎その他電気 設備改修工事請負 契約に関する意見 聴取	
日程第6	議案第23号	江東区立明治小学 校校舎その他機械 設備改修工事請負 契約に関する意見 聴取	
日程第7	議案第24号	議決を得た契約の 契約変更に関する 意見聴取(江東区 立第二大島小学校 改築工事)	
日程第8	議案第25号	議決を得た契約の 契約変更に関する 意見聴取(江東区 立第二大島小学校 改築電気設備工 事)	
日程第9	議案第26号	議決を得た契約の 契約変更に関する 意見聴取(江東区 立第二大島小学校 改築機械設備工 事)	
日程第10	議案第27号	江東区立幼稚園 設置条例の一部 を改正する条例 に関する意見聴 取	
日程第11	議案第28号	江東区立東雲図 書館改修工事請 負契約に関する 意見聴取	
日程第12	議案第29号	江東区立図書館 条例の一部を改 正する条例に関	

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第4号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり4名を抹消した。

令和5年6月1日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月1日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8, 562
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
138, 018
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
71, 350

区 議 会

◎区議会議決事項(令和5年第1回臨時会)

5月24日、会期1日で開会した令和5年第1回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

- 1 選任の同意(区長提出)
議案第40号 江東区監査委員選任同意方について
にしがき 誠
鬼 頭 たつや
(5月24日同意)
- 2 報告(区民提出)
報告第1号 専決処分した事件の報告及び承認について(令和5年度江東区一般会計補正予算(第1号))
(以上5月24日承認)
- 3 議案(議員提出)
議案第7号 清掃港湾・臨海部対策についての特別委員会の設置について
議案第8号 交通対策推進・地下鉄8号線延伸についての特別委員会の設置について
議案第9号 高齢者支援・介護保険制度特別委員会の廃止について
議案第10号 医療・介護・高齢者支援についての特別委員会の設置について
議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について
(以上5月24日原案可決)
- 4 その他の議決事項等
常任委員会委員の選任について
議会運営委員会委員の選任について
(以上5月24日選任)
議長選挙 山 本 香代子(当選)
副議長選挙 徳 永 雅 博(当選)
(以上5月24日選挙)

